

# 令和7年度厚木市自治基本条例推進委員会第4回会議 議事録

- 1 日 時 令和7年12月9日（火）午後6時から7時30分まで
- 2 場 所 厚木市役所第二庁舎4階 教育委員会会議室
- 3 出席者 厚木市市民協働推進委員7人  
市民交流部長、市民協働推進課長、市民協働推進係長、市民協働推進係主査
- 4 傍聴者 なし
- 5 案 件
  - (1) 令和6年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について
- 6 配付資料
  - (1) 次第
  - (2) 事前送付 厚木市自治基本条例運用状況報告書（運用状況点検表）  
〔対象年度：令和6年度〕（案）
  - (3) 厚木市自治基本条例運用状況報告書（運用状況点検表）差替資料
- 7 会議の内容
  - (1) 令和6年度における厚木市自治基本条例の運用状況の点検について  
事前送付済みの厚木市自治基本条例運用状況報告書（運用状況点検表）〔対象年度：令和6年度〕（案）について、配布した差し替え資料に基づき、差し替えを実施。

## 【事務局】

第20条について、防災姉妹都市として埼玉県狭山市ののみ報告書に記載されていたが、令和6年度さらに3市と協定を締結し、防災姉妹都市として連携を開始したため、資料を差し替えさせていただきました。

## 【事務局】

事前送付資料に基づき第21条の運用状況について説明。

**【事務局】**

事前質問として、No. 56 の令和6年度実績として審査請求3件とあるが、その内容を知りたいとの質問がありました。

こちらの3件につきましては、プロポーザル契約実施に伴い、他社の提案内容を閲覧したいというものになります。結果としましては、2件が取り下げ、1件が棄却となっています。

**【委員】**

市役所でAIによる文書作成などは行われているか。

**【事務局】**

市役所では議会答弁書案の作成などで活用しています。

また、日々の業務で職員が調べものをする際などにAIを活用しています。

**【委員】**

デジタル化が進展してきているが、紙文書の適正な保存などについて、現状を教えていただきたい。

**【事務局】**

市の文書についてデジタル化の比率が増えてきているのは事実であるが、紙文書が直ちになくなるものではない。最近では文書全体の保存年限の見直しなども実施しており、適正な保存に努めている。

またルール変更の際には、全係長職を対象とした説明会を実施するなど、ルールの徹底をしている。

**【委員長】**

その他意見が無いようであれば、21条については、点検結果は「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

**【事務局】**

事前送付資料に基づき第22条の運用状況について説明。

### 【事務局】

事前質問として、No. 61について住民票は見知らぬ第三者に交付できるのか、またその制度のメリット、デメリットについて教えてほしいとの質問がありました。

住民票は、請求理由によって第三者に交付できる制度があります。例えば、訴訟による場合や、債権者が債権回収するためなどがあげられます。

制度のメリットとしては、第三者が交付した場合に本人が知ることができるという点があげられます。デメリットについては特にございませんが、登録制となっているため、制度を利用する場合は、担当課での登録手続きが発生する点となります。

### 【委員】

マイナンバーが制度化され、個人情報がいろいろと紐づくようになってきた。

個人情報の取り扱いについては、すでに十分気を付けていられると思うが、悪意のあるものが様々な手段を用いて収集しようとしているため、今後さらに注意をしていっていただきたい。

### 【委員】

兵庫県での事例もあるが、内部通報者の個人情報の保護については徹底されているか。

### 【事務局】

内部通報者の保護については、当然徹底させていただいている。

また、内部通報があった場合には、調査や審査を行うため、部長級による委員会や、外部の方で構成される審査会も用意されています。

### 【委員長】

その他意見が無いようであれば、22条については、点検結果は「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

### 【事務局】

事前送付資料に基づき第23条の運用状況について説明。

### 【事務局】

事前質問として、No. 63 について厚木市情報セキュリティポリシーは公表されているかとの質問がありました。

情報セキュリティポリシーにつきましては、市のホームページで公開されています。なお、セキュリティポリシーは内部向けと外部向けがあり、公開されているのはセキュリティ上公開しても問題がない部分のみとなります。

【委員長】

特に意見が無いようであれば、23条については、点検結果は「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前送付資料に基づき第24条の運用状況について説明。

【事務局】

事前質問として、令和7年度制定された条例はいくつあるのかとの質問がありました。こちらにつきましては、今年度同様、来年度の点検のなかでまとめたものを提示させていただきます。

【委員】

No. 67 にある厚木市政策法務研究会はどのような人が参加しているのか。

【事務局】

市の職員であればだれでも参加できるものとなっているため、グループによりますが、部長級から若手職員まで垣根なく参加することができ、自己研鑽に励む場となっています。

【委員長】

議員向けの政策法務に関する研修は実施しているか。

【事務局】

会派や常任委員会ごとにさまざまな研修等は実施していると思いますが、政策法務、法令解釈に特化した研修は実施していないと思われます。

【委員長】

その他に意見が無いようであれば、24条については、点検結果は「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前送付資料に基づき第25条の運用状況について説明。

【事務局】

事前質問として、No.68にある不利益処分165件について、裁判等になった案件はあるかとの質問がありました。こちらの件数につきましては、不利益処分を実施した件数ではなく、不利益処分に関する審査基準や標準処理期間を定めているものの件数となります。

【委員】

行政指導に関する審査基準について定められており、その基準を満たす場合に行政指導が行われるということか。

【事務局】

行政指導はある行為を行うように（又は行わないように）具体的に求める行為（指導、勧告、助言など）であり、強制力はございません。ここにある審査基準については、申請や法令等に基づき処分（許可・不許可等の行為）を行う際のものとなります。

【委員】

行政指導の審査基準ではないことであるが、行政指導の件数等は把握しているか。

【事務局】

行政指導は役所から相手方に「求める」行為なので、その数は数えきれないと思います。そのため、把握はしておりません。

【委員長】

その他に意見が無いようであれば、25条については、点検結果は「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

**【事務局】**

事前送付資料に基づき第26条の運用状況について説明。

**【委員】**

No.70について道路関連、下水道関連、保育関連が掲載されているが、それ以外の苦情や要望の管理はどうなっているのか。管理手順や統一した対応方法等は整備されているのか。特に結果に対する回答がない場合が多いように感じる。

**【委員】**

要望への対応について、予算もあるためすぐ対応することが難しいことは理解できるが、なるべく早く対応してほしい。

**【委員】**

道路でのこぼこの補修など、軽微なものについては、すぐ対応してくれることが多い。しかし、対応結果の連絡がないことが多い。せっかくすぐ対応してくれているのにもったいないと思う。

電話、メール、紙等、要望する方法もさまざまであり、要望の受付も公民館・地区市民センターであったり担当課であったりする。いろいろな方法、場所で受付してくれるのはありがたいが、一元的な受付の管理システムが必要だと思う。

**【事務局】**

道路補修事務所で対応可能な補修であれば、スマ報などの活用により、スムーズに対応していると思います。業者対応が必要なものは、予算確保、入札などの手続きもあるため、どうしても時間をいただいてしまいます。

公民館・地区市民センターを経由している要望については、対応後の回答を徹底するよう事業課含め周知しています。

**【委員】**

必ず入札をしなければならないのか。

**【事務局】**

基本は入札となります、金額に応じて、一者随意契約で対応できるもの、3者での見積合せで対応できるものなどの例外もあります。

**【委員】**

業者にお願いする工事の費用について、補正予算で対応することはあるのか。

**【事務局】**

緊急性などを考慮し補正予算で対応することもあります。

**【委員】**

要望・苦情などについて取りまとめている部署はあるか。

**【事務局】**

問合せ先がわからない市民からの問合せについては、広報シティプロモーション課が受付し、各担当課に振り分けを行い、対応結果までしっかりと管理しています。

しかし、各担当課に直接相談された要望や苦情などすべてを把握、管理することはていません。問合せは相談、要望、苦情等多岐にわたり、膨大な数になるため、すべてを一元管理することは難しいと思います。

**【委員長】**

市民からの要望・苦情に対しての対応について、対応の強化等の意見が出ましたので、26条については、点検結果は「おおむね妥当」とし、意見を付すという形でよろしいか。

<異議なし>

**【事務局】**

事前送付資料に基づき第27条の運用状況について説明。

**【事務局】**

事前質問として、No.76にある審査中の1件について解決したのか、また審査には期限はあるのかとの質問がありました。

審査中の1件については解決しています。また、審査には期限はないとのことです。

<質疑なし>

**【委員長】**

意見が無いようであれば、27条については、点検結果は「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

**【事務局】**

事前送付資料に基づき第28条の運用状況について説明。

**【事務局】**

事前質問として、No.77について、近年の政策提案の受付件数を教えてほしい、また前年度の点検で制度自体の見直しについて意見が出たがその後の対応はどうかとの質問がありました。

受付件数につきましては、令和2年度から令和6年度まで0件が続いております。また、意見に対する対応についてですが、令和8年4月に政策提案を提出していただく際の様式を見直すとともに、記載例の掲載を行い、実施要領を満たす提案をいただけるようにしていくと聞いております。

**【委員】**

受付件数が0件のことであるか、市民から全く提案がないのか。

**【事務局】**

政策提案として提出いただいた件数自体は令和6年度で30件あります。しかしながら実施要領を満たすものでないとの判断により、政策提案ではなく一般提案として受付、対応しています。

**【委員】**

各公民館・地区市民センターにも様式が用意されているか。

**【事務局】**

用意しています。

### 【職務代理】

政策提案のハードルが高いという現状を様式の変更だけでクリアできるのか。政策提案の取り扱いに関する要綱を拝見すると受理の要件として7つの要件が記載されている。この要件をすべて満たすためには、事業者がお金をかけて調査、研究を行い、提案するレベルだと感じる。

5年以上、0件が続いているということは制度としては破綻していると思う。制度を続けていくためには、少なからず貴重な人材を消費することになるのでもったいない。条文の中でも市民の意見を政策等に反映する仕組みを・・とあり、市民に政策提案させるということは書かれていない。

制度を廃止し、一般提案のみとして、提案していただいた内容の中で、市として必要であると判断したものはしっかりと政策に反映していくようにすればよいのではないか。

### 【委員】

地域における担い手不足が深刻である。

さまざまな委員の活動内容を周知するなど、若い人達が地域の活動に興味をもってもらえるような提案はでていないか。

### 【事務局】

提案としてはでていないと思います。

しかしながら、担い手不足については、厚木市自治会連絡協議会からも意見をいたしています。

市としても、地域に直接関係しないものなどについては、委員の選出依頼を自治会などにしないよう、負担軽減の取組みを進めています。今年は国勢調査がありましたが、いままでは自治会に調査員選出の協力をお願いしていましたが、今回は公募と市職員だけで対応しました。

### 【委員長】

政策提案について様式の見直しだけでは十分ではないという意見がありました。

28条については、点検結果は「おおむね妥当」とし、意見を付すという形でよろしいか。

<異議なし>

**【事務局】**

事前送付資料に基づき第 29 条の運用状況について説明。

<質疑なし>

**【委員長】**

意見が無いようであれば、29 条については、点検結果は「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

**【事務局】**

事前送付資料に基づき第 30 条の運用状況について説明。

**【事務局】**

第 30 条について、1 件運用状況を追加させていただきました。

**【委員】**

住居表示について、実施する場合、街区ごとに順に番号を設定するようお願いしたい。

**【事務局】**

混乱や、不便を解消するようルール通り枝番を付与していると思います。

**【職務代理】**

総合計画に定める重要な事業とは何か。

**【事務局】**

自治基本条例の逐条解説では、総合計画実施計画事業のうち、市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える事業となっています。

令和 6 年度ですと第 10 次総合計画の第 2 期実施計画事業が対象になります。

### 【職務代理】

重大な影響を与える事業とは何か。今回中町2－2地区の事業という大きな事業について追加していただいたが、他に漏れがないのか気になるが基準等はあるか。

### 【事務局】

重大な影響を与える事業とは何かにつきましては、総合計画の所管課と調整させていただきました。第2期実施計画事業では3つの重点項目を定めており、この重点項目に該当し、市民の目からみても大きな影響があるものということで、今回1件追加をさせていただきました。

### 【職務代理】

委員になってから何回か点検をさせていただいているが、30条についてはなかなか運用状況の報告が上がってこなかった。今回あげていただいた内容については、確かに該当すると言えるものだと思うが、その他にないのかが気になる。

市民生活に重大な影響を与える事業の基準について、もう少し明確な判断基準を設けた方がいいのではないか。併せて逐条解説の修正も視野に入れてもいいと思う。

### 【事務局】

実施計画事業の中には市民の声を聞いているものもたくさんあると思います。この報告書に載せるべき重大な影響を与える事業かどうかの判断基準については、総合計画の所管課と相談し、来年度の報告時には御報告できるよう対応させていただきます。

### 【委員長】

それでは、30条については、点検結果は「おおむね妥当」とし、重要な事業の判断基準について明確にする旨の意見を付す形でよろしいか。

<異議なし>

### 【事務局】

事前送付資料に基づき第31条の運用状況について説明。

### 【委員】

附属機関の会議に傍聴として参加した場合、意見をすることはできるのか。

【事務局】

意見はできません。

【委員長】

他に意見が無いようであれば、31条については、点検結果は「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【事務局】

事前送付資料に基づき第32条の運用状況について説明。

【委員長】

特に意見が無いようであれば、32条については、点検結果は「妥当」としてよろしいか。

<異議なし>

【委員長】

本日はここまでとして、次回は33条関係から点検する。

(5) 閉会

【事務局】

以上をもちまして、本日の日程は終了します。